

<特定給食施設関係法令>

法 令	事 項	
<p>健康増進法 (平成 14 年 8 月 2 日 法律第 103 号)</p>	<p>(第 20 条第 1 項) 特定給食施設(特定かつ多数の者 に対し継続的に食事を供給する 施設のうち栄養管理が必要なも のとして厚生労働省令で定める ものをいう。以下同じ。)を設置 した者は,その事業の開始の日か ら一月以内に,その施設の所在地 の都道府県知事に,厚生労働省令 で定める事項を届け出なければ ならない。</p>	<p>(第 20 条第 2 項) 前項の規定による届出をした者 は,同項の厚生労働省令で定める 事項に変更を生じたときは,変更 の日から一月以内に,その旨を当 該都道府県知事に届け出なければ ならない。その事業を休止し,又 は廃止したときも,同様とする。</p>
<p>健康増進法施行規則 (平成 15 年 4 月 30 日 厚生労働省令第 86 号)</p>	<p>(第 5 条) 法第 20 条第 1 項の厚生労働省令で 定める施設は,継続的に 1 回 100 食以上又は 1 日 250 食以上の食事 を供給する施設とする。</p>	<p>(第 6 条) 法第 20 条第 1 項の厚生労働省令 で定める事項は,次のとおりとす る。 1 給食施設の名称及び所在地 2 給食施設の設置者の氏名及び 住所(法人にあっては,給食施設 の設置者の名称,主たる事務所の 所在地及び代表者の氏名) 3 給食施設の種類 4 給食の開始日又は開始予定日 5 一日の予定給食数及び各食ご との予定給食数 6 管理栄養士及び栄養士の員数</p>
<p>健康増進法施行細則 (平成 15 年 10 月 16 日 規則第 70 号)</p>	<p>(第 3 条第 1 項) 法第 20 条第 1 項の規定による特定 給食施設の事業の開始の届出は, 別記様式第 2 号により行うものと する。その事業を休止した後,再 開したときも,同様とする。</p>	<p>(第 3 条第 2 項) 法第 20 条第 2 項の規定による変 更の届出は別記様式第 3 号によ り,事業の休止又は廃止の届出は 別記様式第 4 号により行うものと する。</p>